公営企業について

資料2

地方公営企業とは？

●地方公営企業法に基づき、**地方公共団体が経営する企業**。
●下水道事業をはじめ、水道事業、交通事業、病院事業などがある。

地方公営企業の経理の原則

●住民の福祉の増進を目的として経営を行う。
●税収に頼らず、自己の収入によって経営を行う「**独立採算**」が求められる。

地方公営企業会計適用の経緯

●総務省からの要請
人口３万人以上の地方公共団体の下水道事業は、令和２年度までに地方公営企業法の全部適用か、一部適用をすること。

●桶川市
平成３１年４月１日から、地方公営企業法の**一部を適用**。（財務規定➡公営企業会計）

	全部適用	一部適用
適用される規定	地方公営企業法の全ての規定	地方公営企業法のうち一部の適用 （財務規定等のみ）
会計方式	企業会計方式	企業会計方式
組織体制	原則として管理者を設置 管理者が業務を執行	地方公共団体の長が業務執行
職員の身分	地方公営企業労働関係法の適用	地方公務員法の適用

官庁会計と公営企業会計

●官庁会計　＝　単式簿記　（現金主義）

現金が収入・支出された時点で、記録する。
１年毎のお金の帳尻が合えば良しとされ、「経営」の感覚は必要ない。

●企業会計　＝　複式簿記　（発生主義）

経済活動の発生という事実に基づき帳簿に記録する。
一つの経済活動に基づき、二つの側面で帳簿に記録する。
一企業の様に採算性・独立性を問われる。「経営」の感覚が必要。
民間企業と同じように財務諸表を作成する。

（例）現金１００万円で車を１台購入した場合

【官庁会計】

現金の支出１００万円を記録

【企業会計】

①現金の支出１００万円（資産の減少）を記録

②車の購入（資産の増加）を記録

公営企業会計の特徴

●収益的取引と資本的取引

	収益的収支 （損益取引）	資本的収支 （資本取引）
主な収入	下水道使用料	企業債、補助金
主な支出	維持管理費 減価償却費 支払利息	建設改良費（工事費） 企業債の償還

●減価償却　（時間の経過で価値が減少する**固定資産**が対象）

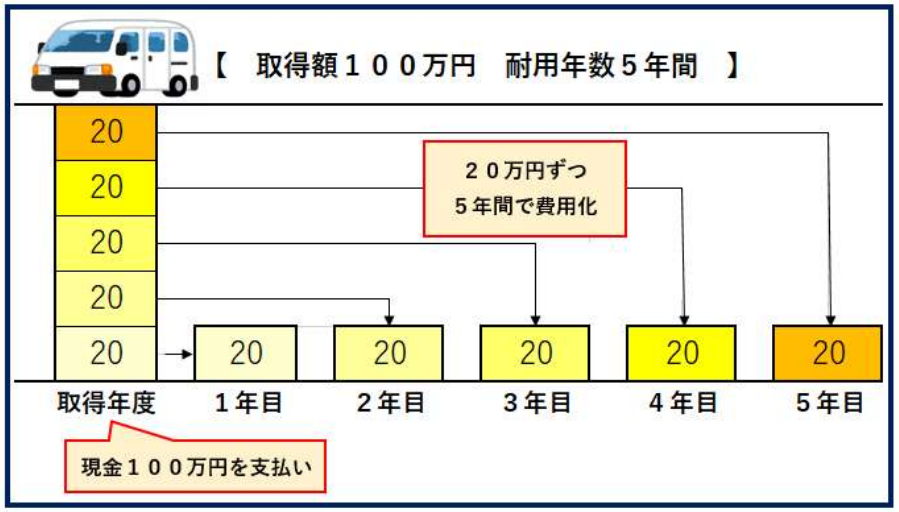

公営企業会計により期待される効果

●財務諸表の作成により、正確な経営状態、財務状況、資産を把握することができる。➡ **経営の見える化**

●近隣市町村や類似団体と比較をすることができる。

●経営分析や、中長期的な計画「経営戦略」を策定するための情報が得られる。